

弘 前 大 学

國 史 研 究

第 135 号

夷島における近世大名の創出

— 蠣崎（松前）慶広と豊臣・徳川政権

大正期青森県における実業学校の

地域経済への関わりについて

— 青森市立工芸学校を中心に —

工藤 大輔

1

〔書評と紹介〕

大石 学著 『近世日本の統治と改革』

河西英通・浪川健治編

『グローバル化のなかの日本史像

— 「長期の一九世紀」を生きた地域 —

葛谷 大輔

27

『新編八戸市史 通史編Ⅱ 近世』

石塚 雄士

37

〔施設紹介〕

弘前大学資料館 (Hirosaki University Museum)

の紹介と今後の展望

石山 晃子

42

弘 前 大 学 國 史 研 究 会

◎弘前大学国史研究会大会が、平成二十五年九月十四日、弘前大学のコラボ弘大八甲田ホールにおいて開催された。本大会に於いては、次の研究発表がなされた。

1. 維新时期弘前藩における招魂事業の展開

青森県史編さんグループ 蔦谷 大輔 氏

2. 大正期青森県における実業学校の地域経済への関わりについて

— 青森市立工芸学校を中心に —
青森県立郷土館 竹村 俊哉 氏

研究発表の後、国史研究会総会が開催され、総会では、会務報告、会計監査報告、会計報告がおこなわれた。事務局から、会則の改正が次のように提案され、満場一致で承認された。改正された会則は、別掲の通りである。

1. 会則改正理由

本会の運営をさらに円滑化するため。

2. 改正事項

①第5条に新たに、次の項を設ける。

副会長 2名

②第5条の第2項を、次のように改正する。

委員 若干名。委員の互選による代表委員2名を置くことができる

ついで新役員の新役員が改選があつて、長谷川会長が再任され、役員の新役員に任命については、会長一任が了承された。副会長には、小口雅史委員（副会長は、当面、一名を任命し、一名は欠員）、代表委員には、委員の互選により関根委員と福井委員が選任された。新役員は別掲のとおりである。

(H)

弘前大学国史研究会役員名簿（平成二十五年度）

○会長 長谷川成一

○副会長 小口雅史

○代表委員 関根達人 福井敏隆

○委員 黒滝十二郎 齊藤利男 滝本寿史 竹内勇造 古川淳一
本田 伸 三浦忠司

○監事 篠村正雄 坂本寿夫

弘前大学国史研究会会則（平成二十五年九月十四日改正）

第一条 本会は弘前大学国史研究会と称し、国史学を研究するをもって

目的とする。

第二条 本会の事務所は弘前大学文学部日本史研究室に置く。

第三条 本会は会の目的に賛同する者をもって構成する。

第四条 本会は会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 機関誌「弘前大学國史研究」の発行
- 一 研究発表会の開催
- 一 研究調査とその成果の公刊
- 一 他の研究機関との学術交流
- 一 その他

第五条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一名
- 一 副会長 二名
- 一 委員 若干名。委員の互選による代表委員二名を置く。
- 一 監事 二名

役員は総会において選出し、その任期は一ヶ年とする。ただし、重任は妨げない。

第六条 本会に顧問を置くことができる。顧問の年会費は免除する。

第七条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員の年会費は免除する。なお名誉会員は委員会の承認を得て、会長が指名する。

第八条 総会は年一回開き、役員を選出および会務の報告を行なう。

第九条 委員は会務を分掌して会の運営をつかさどる。委員会は必要に応じて会長が招集し、会の運営につき必要な事項を審議する。

第一〇条 本会会員は会費年額一〇〇〇円を納入するものとする。ただし、学生会員はこれを免除する。機関誌代は別途納入するものとする。

第一一条 会則の変更は総会の議決を要する。

本会機関誌『弘前大学國史研究』への投稿について
投稿規定

◎論 文 四百字詰 60枚程度を原則とする（縦書き、以下同様）

◎研究ノート 四百字詰 20枚から30枚程度

◎研究余録 四百字詰 10枚程度

◎史料紹介 四百字詰 10枚から30枚程度

◎その他（書評・研究動向・歴史随想など） 四百字詰 10枚程度

◎ワープロでの執筆に際しては、一段に付き32字×23行で組んで下さい。字数は右の規定の範囲で計算して、それを越えないようにして下さい。

◎フロッピーディスクによる投稿も可能です（事前に編集委員会へ御相談下さい）。行数・字数は、ワープロ執筆と同様に組んで下さい。なお、プリントアウトした原稿を添付のこと。

◎横書きを希望する時は、あらかじめ本会へご相談下さい。

◎原稿締切 一月末日と八月末日の年2回

※投稿に際しては、図表を最小限におさえ、完成原稿でお願いします。また、原稿は必ず御手でコピーをとって保存しておいて下さい。投稿は本会会員に限ります。

※掲載については、原稿を受領後、編集委員会で審査し、一ヶ月以内に御通知します。なお、文中に掲載許可を必要とする写真・図版等を含む場合には、掲載決定後、著者の責任において権利者から許可の承諾書を取得して下さい。

※掲載分の論文等については、抜刷50部をさしあげます。

※本誌掲載の論文等を転載する場合は、本会の諒承を得て下さい。

平成二十五年十月三十日

弘前大学 國史研究 第一三五号

036-8560 弘前市文京町一番地

弘前大学人文学部日本史研究室内

編集者
発行者

弘前大学 國史研究会

振替口座 〇二三〇〇一六三四番